

令和3年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開 会 令和3年9月24日(金)

閉 会 令和3年9月24日(金)

仁 木 町 議 会

令和3年第3回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和3年9月24日（金曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書 |
| 日程第7 | 報告第2号 令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書 |
| 日程第8 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第9 | 一般質問 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響と対策について（佐藤秀教議員）
地域おこし協力隊への期待（野崎明廣議員）
農業基盤整備促進事業の継続を（門脇吉春議員）
在来線の存続をもとめて（上村智恵子議員） |
| 日程第10 | 議案第1号 令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第2号 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第3号 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第4号 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第5号 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第6号 仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第7号 仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について |
| 日程第17 | 議案第8号 仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 同意第6号 仁木町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第19 | 同意第7号 仁木町教育委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 意見案第6号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書 |
| 日程第21 | 意見案第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書 |
| 日程第22 | 意見案第8号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書 |
| 日程第23 | 意見案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書 |
| 日程第24 | 意見案第10号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 日程第25 | 意見案第11号 出産育児一時金の増額を求める意見書 |
| 日程第26 | 委員会の閉会中の継続審査 |
| 日程第27 | 委員会の閉会中の所管事務調査 |

令和3年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和 3年 9月24日（金） 午前 9時30分
 閉 会 令和 3年 9月24日（金） 午後 2時29分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	菊 地 健 文
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	鹿 内 力 三	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
住 民 課 長	河 井 健	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和3年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9月10日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、承認1件、議案8件、同意2件、意見書6件の合計19件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、4人から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし、報告を受けます。日程第8の専決処分については即決審議でお願いいたします。日程第9の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、門協議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第10から第13の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は「令和2年度各会計決算特別委員会」、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第14の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第15の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第16の計画策定については、即決審議でお願いいたします。日程第17の条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第18から第19の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第20から第25の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第26の委員会の閉会中の継続審査、日程第27の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和3年第3回仁木町議会定例会招集日は本日9月24日金曜日、

会期は開会が9月24日金曜日、閉会が9月27日月曜日の4日間といたします。なお、9月25日から26日までは休会といたします。

次に、その他の事項でございます。(1)新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。北海道が緊急事態宣言の対象地域となっているため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインをフェーズ2に上げます。続いて(2)当面する行事予定はお手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、9月24日から9月27日までの4日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月24日から9月27日までの4日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項の規定に基づき9月25日及び26日の2日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、9月25日及び26日の2日間休会することに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、日程第7、報告第2号『令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

報告第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和3年第3回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは早速、一括提案されました2件につきまして、提案説明をさせていただきます。

報告第1号でございます。令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.8%で、将来負担比率はありません。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は、簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）それでは報告第1号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書について、ご説明申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を監査委員の審査に付しその意見を付け、議会に報告し公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、黒字でありましたので、比率はなしとなっております。連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計を合算し、赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すもので、黒字でありましたので、なしとなっております。

次に、実質公債費比率は、借入金の返済額を指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、本町は9.8%で早期健全化基準の25%を下回っております。次に、将来負担比率は、一般会計の借入れや将来支払う負債等の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性を示すもので、本町がゼロ以下でありましたので、なしとなっております。

続きまして報告第2号、令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を経営する地方公共団体の長は毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し公表することが義務付けられております。本町では、簡易水道事業が公営企業であり、黒字でありましたので、資金不足比率はなしとなっております。基準の20%を超えた場合には、経営健全化計画を定め、計画的に経営の健全化に努めなければなりません。なお、お手元には、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての、監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間を最長で40分といたします。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年8月23日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5337万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年8月23日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和3年8月23日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、寄附金を1億2000万円追加しまして、補正後の合計を40億5337万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費を2218万円、7款、商工費を9782万円追加しまして補正後の合計を40億5337万5000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が1億2000万円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。18款、1項、寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附見込みにより1億2000万円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては、ふるさと納税のふるさと振興基金への積立て2218万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。7款、1項、商工費につきましては9782万円の追加で、ふるさと納税寄附者への返礼品及びクレジット決済通信料の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今回の専決補正で、ふるさと納税寄附金を1億2000万円増額補正して、今年度は3億2000万円を見込むということでございますけれども、これ昨年の実績を勘案しての補正かと思いますが、昨年は12月段階で1億円補正しております。それで、昨年は3億円を見込んでおります。昨年は結果的に最終が3億1600万円くらいってますね。それで、今年度は8月23日付で専決補正していますので、かなり早い段階での補正かと思いますが、今年度は最終3億2000万円を見込むということで、昨年と比較して今現在、直近での実績、件数や金額等について、昨年と比較した上で同時期の実績について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の佐藤議員からのご質問にお答えしたいと思います。

こちらの方、今週の火曜日、21日の時点で、一応こちらで押さえている分で数字を調べております。その中でいきますと、まず寄附の件数の方が、昨年度は5156件、それに対して今年は1万4652件と非常に多くなっております。比率的には2.8倍以上あがっているというような状況です。寄附額につきましては、昨年がこの時期に1億540万円ほどでございました。それが、今年度はもう既に2億2400万円を超えているという状況でございます。こちらの方は昨年度と比較すると約2.1倍増えているということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）かなり今年は伸びが早いということで、8月段階で補正ということなので、それは理解しました。それで、かなり件数が増えて、金額も増えていますが、この内容的にはどんなものが返礼品として多いのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）昨年と今年とを比較して、顕著に表れているものとしては、やはりサクランボでございます。私ども担当としては、今年度、山形県を中心とする東北地方のサクランボが非常に不作だったということもあって、毎年サクランボを返礼品としていただいているような方が、山形県ではなくて今年度は北海道へということが増えたのではないかと考えております。

それで、私どもの方のサクランボは前年比で、寄附額でいきますと4.6倍まで伸びております。その他のものに関しては特に顕著に表れているものはございません。

○議長（横関一雄）他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は承認することに決定しました。

日程第9 一般質問

○議長（横関一雄）日程第9『一般質問』を行います。4名の方から4件の質問があります。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、質問時間は1件につき最長で30分といたします。

最初に『新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響と対策について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）おはようございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響と対策について、質問を行います。

昨年来、コロナ禍が全世界を襲い、国内では7月末から感染力の強い「デルタ株」への置き換わりが急速に進み、感染者は都市部にとどまらず各地に広がっています。この「第5波」の到来により医療現場や地域経済が混乱している状況が続いています。日本では、新型コロナウイルスのまん延で出入国規制が続いているため、本町においても外国人農業技能実習生が予定どおりに入国できないなど農業経営に支障をきたしています。さらに、観光や飲食など感染症の影響を受けやすい産業を直撃しており、いかに地域経済を早期に回復するかが喫緊の課題となっています。

また、「デルタ株」は子どもが感染しやすいことが明らかになっており、家庭内や学校での感染対策が重要になると考えています。加えて、全国的にワクチン接種が進む中、接種後においても一定の感染リスクを伴うことから、多くの高齢者が外出自粛を続けており、運動不足による体の衰えだけでなく、人と会う機会が減ったことで「物忘れ」や「生きがいを感じなくなった」など、健康上に深刻な影響が出ています。このため専門家は予防対策に取り組む必要があると指摘しております。

そこで、本町のコロナ禍における影響と今後の対策について伺います。1点目、農業労働力確保に向けた取組の経過と今後予定している対策は。2点目、観光産業への影響を検証し、今後の取組を検討する必要があると考えるのがいかがか。3点目、学校での「デルタ株」等への感染対策など、コロナ対策の取組の経過と今後の感染対策は。4点目、自粛生活が続く高齢者の健康管理についての取組の経過と今後の対策についての考えは。以上4点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは佐藤議員からの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響と対策について、の質問にお答えいたします。

1点目の「農業労働力確保に向けた取組の経過と今後予定している対策は」についてであります。農業労働力の状況につきましては、本町においては、例年150名以上の外国人技能実習生を受け入れておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、昨年に引き続き、計画していた外国人技能実習生の入国が困難な状況となっており、受入れができなくなった農業者においては、労働力の不足等、農業経営への影響が生じているものと認識しております。この状況の下、農業者をはじめ、JA新おたる等のご努力により、農業以外の業種から転換した特定技能実習生を含め8月末時点で約60名の外国人技能実習生や、国内からも40名程度の派遣労働者や観光業界で働いている方、大学生等の援農ボランティアをはじめ多様な労働力が確保されております。町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足になった農業経営体が人材派遣を活用することや、替わりの人材を雇用した際の掛かり増しとなった経費を補助する国の支援制度として令和2年4月に創設され、本年12月末まで対象期間となっている「農業労働力確保緊急支援事業」をはじめ、国や道において講じられている各種の制度を必要とされる農業者が活用できるよう、町のホームページ等での周知やJA新おたるとの連携の下、申請事務の支援を行ってきているところであります。さらには、現下の状況が当面も続いていくことが懸念されることから、多様な人材の安定的な確保が図られるよう、JA新おたる等と連携し、国の支援制度を有効に活用しながら受入れしやすい仕組みづくり等、必要に応じ、きめ細かな支援に努めてまいります。

2点目の「観光産業への影響を検証し、今後の取組を検討する必要があると考えるのがいかがか」について申し上げます。先日、北海道経済部が公表した令和2年度の「北海道観光入込客数調査報告書」によると令和2年度の道内観光入込客数は、道外客の大幅な減少や外国人客が実質ゼロとなったことにより、前年度比で43.7%減の8106万人で、現在の基準で統計を開始した平成22年度以降、人数は過去最低、減少幅は過去最大となっておりますが、道内客の割合が高い本町においては、21万人で前年度比8.9%の減少にとどまってはいるものの、観光入込客数の減少が見られております。くだもの狩りや直売を中心とする果樹観光では、コロナ禍の下「マイクロツーリズム」や「ちょい旅」といった札幌市や小樽市等、近隣からの旅行がブームとなっていることに伴い、入込客数は増加しているものの、道外客やインバウンド観光客の割合が高いワイナリー等の観光施設につきましては、厳しい状況になっているものと認識しております。ワクチン接種が進む中、今後、行動制限の緩和が進められる等、観光産業を取り巻く状況も大きく変わって

いくことが想定されることから、観光協会や旅行事業者との密接な連携の下、関係人口の増加につながるワーケーションのモニターツアーや、キャンプ需要の増加に伴うキャンピングカーを中心とする車中泊専用の駐車施設であるRVパークの実証実験等、アフターコロナ期に向けた迅速な取組を推進してまいります。

3点目の「学校での「デルタ株」等への感染対策など、コロナ対策の取組の経過と今後の感染対策は」につきましては、学校での新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、現在までマスクの着用、手指の消毒、換気、検温等の健康観察など基本的な感染症対策を講じているほか、各学校にスクールサポートスタッフを配置し、校内の消毒作業を実施してきたところであります。8月27日から緊急事態措置区域に北海道が追加されたことに伴い、北海道では、警戒ステージを北海道全域で「ステージ4」に移行し、北海道教育委員会通知では「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえた行動基準を北海道立学校では「レベル3」に移行したところであります。本町におきましても、全道全域でデルタ株への置き換わりが広がっていること、夏休み期間における小中学生の感染者が増加している状況から、従来までの感染対策に加え、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」や「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など、特に感染リスクが高い活動の制限を行っているほか、児童生徒の健康観察により、発熱の有無にかかわらず風邪症状が見られる場合の登校制限等の対策を行っているところであります。今後におきましても、当分の間はマスク着用や手指消毒などの基本的な対策を行うとともに、近隣町村の感染状況等を把握した上で、児童生徒の健康・安全を守ることを第一に、感染症対策に取り組んでまいります。

4点目の「自粛生活が続く高齢者の健康管理についての取組の経過と今後の対策についての考えは」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出の自粛が続くことによる高齢者の健康への影響が心配される中、国は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、高齢者等がフレイル（健康な状態と要介護状態の間）状態にならないようコミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保が重要であると述べており、国と地方公共団体が連携し、高齢者等に対し適切な支援を行うこととされています。これを受け、本町が行っている高齢者等への健康管理の取組といたしましては、厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について」に基づき、感染予防対策を徹底した上で、健康運動指導士による介護予防運動教室や、仁木、然別、大江、銀山、尾根内の会館に理学療法士が出向き、運動や講話、認知症カフェの機能を併せた教室の開催、地域の実情を踏まえた介護予防・見守りの取組を実施しております。また、緊急事態宣言の発出により、教室を開催できないときには、健康運動指導士が教室に参加されている高齢者一人ずつに体の状態を聞き取り、各自に適した自宅でもできる運動メニューの提供や、「広報にき」を活用し、自粛期間中も気軽にできる運動メニューを掲載する等、運動機能の低下を予防するためのきめ細やかな対策を行っております。そのほか、一人暮らし等の高齢者の方々の健康上の不安も懸念されることから、実態把握のため、保健師が町内の老人クラブへ出向き、健康相談を実施しているほか、町で把握している高齢者の方々の情報や民生委員、地域の方々、社会福祉協議会や各事業所から地域包括支援センターに寄せられる情報をもとに家庭訪問を行い、高齢者の方々の健康状態の把握や見守りと必要なサービス等の調整を行っております。今後におきましても、更なる感染予防・対策に配慮した上で、地域の実情に応じた介護予防事業を行うほか、民生委員や社会福祉協議会、各事業所等と情報の共有や連携に努め、高齢者の健康管理に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今、町長の方から新型コロナに伴う影響と対策について、各項目ごとに丁寧に詳細なご答弁をいただきましたけれども、最初に農業人材の確保について伺いますが、これまで不足している労働力について、円滑な確保が図られるよう、農協の方と連携して取り組むとしておりますけれども、そこで町が果たす役割とは何なのか、そのために町は、どのような取組を行ってきたのか。まず、伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）労働力不足に対し、町の果たす役割につきましては、支援制度の周知、申請の支援、雇用機会の創出、国・道からの情報提供、住居の確保に向けた相談支援等、多岐に及ぶものと認識しております。町の行ってきた取組としましては、国からのコロナ禍による労働力不足対策としての補助制度を農業者の方に周知することや、一部の補助制度では補助金申請の窓口として事務を取り進めてきた他、町と包括連携協定を締結しております、株式会社もりもとや株式会社クラダシ等と連携し、労働力不足であるサクランボ農家への収穫を支援するなど、幅広い視点から取り組んで参りました。更には外国人技能実習生の確保が厳しくなっている状況を踏まえまして、JA新おたるや、農業改良普及センターなどと連携協力し、持続的な労働力の確保に向けた新しい枠組みの仕組みづくりに向け、本年度から取り組む農業担い手人材育成確保事業において、産地間連携や異業種連携等の調査・研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今、説明の中で町が国の支援制度の申請窓口を担っているということでもありますけれども、先ほどの答弁にありましたように人材不足によって農業経営に支障が出ているということのお話がありましたけれども、今年度の補助制度の内容と実績について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）国からの補助制度でございます。

令和2年度に国で実施されました個人事業者に最大100万円、法人事業者には最大200万円を給付する持続化給付金、その他国からのコロナ対策の補助制度としましては、経営継続補助金、高収益作物次期作支援交付金といった農業者が活用できるものがございましたが、令和3年度はいずれも現時点では実施されていない状況でございます。

先ほど町長からも申し上げました農業労働力確保緊急支援事業が、昨年に引き続き、本年12月末まで延長されていまして、町のホームページでお知らせをしている部分と、JAから派遣労働者を活用する農業者の方に、この事業を個別にお知らせしている他、FAXや郵送で文書による周知をしているところでございます。

また、感染拡大の影響により収入が減少した場合につきましては、自然災害や価格低下といった農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する収入保険制度、こちらは掛金において国からの支援もあるものでございますが、こちらで新型コロナウイルス特例というものが設定されるなど、営農継続に対する支援が措置されております。農業労働力確保緊急支援事業の実績につきましては、JAを通じて申請した仁木町分の件数が令和2年度では27件、令和3年度は9月15日現在で15件でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

今年度は持続化給付金がないということで、農業労働力確保緊急事業はあるということで、実績を伺いましたけれども、先ほどの説明の中で、こういう制度自体が一応周知はしていると思うんですが、農家の方で知らない方もいると思います。今後とも増える可能性がありますので、しっかり農協さんと連携をして制度の活用について周知をしてほしいと思います。

次に、農業人材確保について、町長に伺います。先ほどの質問の中で、出入国規制が続く中、本町の基幹産業である農業労働力の確保については喫緊の課題であるということで、今現在、感染者がかなり減少してきておりますけれども、依然として新型コロナの収束が不明でございます。当面は、Withコロナを前提とした対策を講じる必要があると思います。町長は、令和3年度の政策事業の中で、道内外の農業産地やリゾート施設と連携した農業人材の供給システムの構築と、将来を見据えた新たな制度や仕組みが必要になるということで提言されておりますけれども、この取組について、今現在どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）労働力不足が深刻化している中で、農業労働力の確保は喫緊の課題となっている状況の下、今般の外国人技能実習生の事象は本町農業の脆弱性が顕在化したものというふうに考えており、労働力確保に向けた取組を進めていくことの重要性を改めて認識したところでございます。当面の対応として、コロナ特例、いわゆる技能実習を修了した外国人の異なる業種への転職を活用した外国人人材の受入れ、農業労働力確保緊急支援事業を活用した農作業労働者の受入れなどが行われている他、新たな取組として、JA新おたる、JA北海道中央会、JT B等が連携し、観光地のホテル従業員が副業として農業に従事するという仕組みの実証試験を町内において実施しております。また、スマート農業の導入により、農作業の効率化・省力化に向けて、行政報告において報告をしておりますけれども、今般整備されました光ファイバー網を活用して、大学・企業と連携した実証実験にも取り組んでおります。さらには、外国人技能実習生をはじめ優秀な外国人材の確保や、令和2年6月に創設されました特定地域づくり事業協同組合制度の活用等、多様な人材や労働力の確保に向けた調査・研究にも着手することとしております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今町長の方から、いろんな部分での取組、あるいは実施・取り決めをしているということでのお話でありましたけれども、1番気になるのは、今後他業種の外国人実習生の需要が多くなるということで、先般新聞でも報道されておりましたけれども、実証実験の中で、JT B、ホクレン、農協が仲介事業ということで、新聞にも載っておりましたけれども、いずれにしても将来的には慢性的な人材不足が懸念されるわけで、ぜひこれは非常に重要なプロジェクトでございますので、ぜひ農業人材の供給システムの構築については、実現可能な部分での取組をしっかりとお願いしたいと思います。

時間がないので次に進みたいと思いますが、もう1点、農業の関係で伺いますが、コロナが収束するのに、政府の尾身会長も、2・3年かかるのではないかとということで、このマスクをかけるのも、あと4・5年は取れないでしょうという専門家もおりました。この中で、町はホームページで「農業における新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を示しているわけでありましてけれども、その中で「市町村は、農業者や雇用従業員が感染した場合、営農活動や出荷体制等を維持・継続するため、対応をあらかじめ検討・構築し、関係機関と連携の上、円滑な営農継続に向けて必要な助言・協力をする」としておりますけれども、本町でこのようなケースが発生した場合の対応につ

いて検討されているのでしょうか。

○議長(横関一雄) 菊地産業課長。

○産業課長(菊地健文) ご指摘のとおり農業者の方が感染された場合、日々の事業展開が困難となり、農業経営に大きな影響を与えてしまうことが懸念されるところでございます。

このことから、農林水産省から農業における新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインが昨年3月に発出されておりまして、町のホームページの他、JA等を通じて周知しているところでございます。ガイドラインにおきましては、予防対策の徹底、発生時の患者、濃厚接触者への対応、生産施設等の消毒の実施、そして業務の継続に関する対応について示されております。営農活動継続につきましては、あらかじめ地域の関係者が連携する体制の検討をして、JA等の生産部会、集出荷事業者等の共有する集団などとの連携が呼びかけられております。この他、先ほども申し上げましたが感染拡大の影響により収入が減少した場合については、収入減少を補償する収入保険制度、こちらは掛金において国からの支援もあるものですが、こちらで新型コロナウイルス特例が設定されるなど営農継続に対する支援が措置されております。さらにはご承知のとおり、新型コロナウイルスのワクチンには新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待されておりますので、農業者・ご家族はもとより、外国人技能実習生や雇用者を含め関係者の接種については引き続き呼びかけてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) この件については、実際私も農家の方に「町はこうなったときにどう考えているのか」、あるいは「対応してもらえるのだろうか」という心配・懸念をされておりましたので、今回、あえて質問させていただきましても、おそらく農家の方もそういうことをおっしゃるということは知らない方もいらっしゃるんですね。ですから、今後もしっかりこれは伝わるように、周知徹底をお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長(横関一雄) 菊地産業課長。

○産業課長(菊地健文) ガイドラインや国の制度につきましては、国で方針が出た後に町からお知らせをする方法としまして、速報に優れているホームページ、そしてJAを通じてFAXや文書送付を中心としてきたところでございますが、今後におきましては、今まで以上にJA等関係機関との連携や町広報紙、また必要に応じて、防災行政無線による周知を実施するなど、ガイドラインや制度を皆さまにご承知していただけるよう、より一層取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) わかりました。

もう時間もないので、あと5分しかないということで、しっかりその辺は周知徹底をお願いします。

次に学校の関係で、1点、お聞きしたいのですが、この件については昨年も少し質問させていただいていますが、学校ではこの長引くコロナ禍にあって、昨年に引き続き、感染対策については、文部科学省の定める学校の新しい生活様式に基づいて持続可能な学校運営に努めているということで、ご答弁がありましたけれども、子どもたちにとっては友達と距離を空ける、あるいは夏場の暑い時期の中でのマスク掛けなど様々な規制によって、特に小学校低学年の子どもさんについては今年は暑かったですし、非常に辛いものがあったと思います。このような感染対策を図ることで、子どもたちへの過度な負担による健康状態の悪化が非常に危惧・懸念される場所でもありますけれども、そこでこの間、健康面で子どもた

ちはどんな状況にあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）児童生徒の健康状況ということのご質問にお答えしたいと思います。

コロナ禍により学校での規制や制限で児童生徒の学校生活も一変してございます。学校生活では先ほども説明いたしましたが、新しい学校の生活様式に基づく取組や、部活動の休止や制限、小学生は少年団活動、さらには文化活動において感染程度に合わせた休止や制限を強いられてございます。

児童生徒の健康状態につきましては、各学校において、毎朝の検温から始まり、手指の消毒などの感染症対策の他、養護教諭を中心に児童生徒の健康観察を行ってございます。また、コロナ禍による悩み相談や健康相談につきましては、各学級担任を中心に学校全体で取組を行い、心のケアが必要な児童生徒には、毎月1回訪問するスクールカウンセラーが対応に当たっているということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今のご答弁で様々な観点から対策を行っているということで、特に養護教諭を中心に健康観察やスクールカウンセラーの対応によって、これまで健康上で大きな問題がなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）学校の方からは特に健康上の問題はないというふうに報告を受けてございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）時間でございますので、これで私の質問を終わりたいと思いますけれど、まだまだ先ほど言いましたようにコロナ収束までは相当時間を要するのではないかと、専門家にもわからないという状況でございますので、町の方の感染予防、あるいは各種取組についてはしっかりお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に『地域おこし協力隊への期待』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは、地域おこし協力隊への期待。

多くの町村が期待する地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化が進む町村の活性化に寄与しており、本町においても制度開始から10名以上の隊員が最長3年間の任期の中で活動されてきました。本町の隊員は幅広い分野で活動されており、農業、飲食業、観光業、空き家対策、ワイン産業、本町のPR活動などで活躍されていますが、コロナ禍での活動は難しい点もあったのではないかと思います。そのような状況の中でも隊員の中には町内会活動へ積極的に参加している方もおり、その姿を頼もしく感じています。そこで、地域おこし協力隊の活動についてお伺いします。1点目、町が地域おこし協力隊に期待していることは何か。2点目、コロナ禍における地域おこし協力隊への町としてのサポート状況は。3点目、地域おこし協力隊の中で地域住民との交流や町内会活動への参加に対する意識の差はあるのか。4点目、町民との関わりの場の創出など関係性の構築に対して取り組んでいることは。以上、4点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの、地域おこし協力隊への期待、の質問にお答えいたします。

1点目の「町が地域おこし協力隊に期待していることは何か」についてであります。地域おこし協力隊は、地域力の維持強化や人材の確保を図るため、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域協力活動に従事してもらいながら当該地域への定住・定着を図るという趣旨の制度であります。そのため、本町の隊員

には制度の趣旨に基づき、本町の発展や地域振興等を図る担い手となり、併せて退任後も引き続き本町に住んでいただくため、定住・定着を目指した活動を行っていただくことを期待しております。

2点目の「コロナ禍における地域おこし協力隊への町としてのサポート状況は」について申し上げます。議員仰せのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触が制限され活動に苦慮している隊員も見受けられることから、必要に応じて隊員と面談を行い、今後における活動の方向性や活動方法等について協議を行っております。また、活動の充実や定住を図るための各種研修への参加を促しており、研修情報等の提供も行っております。

3点目の「地域おこし協力隊の中で地域住民との交流や町内会活動への参加に対する意識の差はあるのか」につきましては、隊員に対し、町民との交流や各種イベント、ボランティア、町内会活動等への積極的な参加を日頃からお願いしており、隊員それぞれの活動に加えて私生活の場においても、町民との交流を図っていると認識しておりますが、活動目的や価値観の違いにより交流や町内会活動への参加に対する意識の差は多少なりともあるものと考えております。

4点目の「町民との関わりの場の創出など、関係性の構築に対して取り組んでいることは」につきましては、これまで「子ども体験塾」や「やすらぎ大学」等の各種事業における講師や、「フルーツ&ワインマラニック」の運営補助等を通じた町民との関わりの場を創出しているほか、隊員の活動に興味のある町民や事業者とのマッチング等、隊員の人脈形成や関係性の構築に向けた支援を行っております。今後も町民等との交流や関係性の構築が更に図られるよう取組を推進してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）質問に対して回答をいただきました。総体的な形の中で再質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊として、今まで多くの方が活動されていますが、中には途中退任される方もおられました。途中退任の検証等も行っているものなのか。また、防止に向けた対策などが取り組まれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）本町においては、3年間活動を行わず、退任された隊員については4名いるところでございます。その退任理由としましては、体調不良、健康上の理由、そして自己都合というところでございます。主に体調不良ということですね、業務が継続出来なくなったという部分が多いと認識しております。

その他、国の調査においてですね、全国的に任期途中で退任される理由といたしましては、起業、地域おこし協力隊については本町の場合1年1年委嘱をしてございます。そして最大3年間委嘱が可能ということでございますけれども、この途中で退任する理由については起業・就業そして家族の介護等の理由、もしくは健康上の理由ということで、その他多いものとしては、受入自治体とのミスマッチというところがあるということが全国的な調査で出ているところでございます。こちらの方のミスマッチという部分についてはですね、隊員がやりたいことと、町が依頼したいことが違うということで、最終的に辞めてしまうということでございますので、こちらについてはそういうことが起きないように、起こらないよう日頃より担当者含め、面談等を行っているところでございまして、様々なそれらの活動をですね、その面談を通じながら、ブラッシュアップしながら対話を通じて未然に防ぐような形で進めているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）お聞きする中で、全国的な形の中でミスマッチもあるということですが、本町においても、その隊員においての途中退任という方が4名、これが多いのか少ないのかわからないのですが、自分としてはちょっと多いのかなという感じもしています。選任する時点での取組を、今後強化していく必要性があるという感じもしていますので、その辺、町としても退任者が出ないような形で取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、任期を終了された方で、農業に従事される方ではなく農業以外の隊員において、本町へ定着される方への町としての支援策があるのか、あれば内容をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）任期終了後の町の支援というところでございますけれども、地域おこし協力隊に対しましては、金銭的な支援としては地域おこし協力隊起業支援補助金というものがございます。こちらについては、引き続き仁木町の方に5年以上居住、そして起業し事業を行う者が対象となっております、隊員の任期の終了する日から前後1年間ですので、任期終了後1年、そして任期終了前1年ということで、その2年間の間の隊員が該当になるというものでございます。こちらの起業支援金の補助対象経費となるものについては、設備費、備品費、更に法人登記費用等そういうものを対象としておりまして、こちらも国の要綱に沿った形で、要綱を制定させていただいているというものでございます。その後のサポートといたしましては現在もそうなんですけれども、終了後の隊員もこちらの役場の方に来て、相談等も一緒に行っているところでございまして、それぞれ任用が終わった後の対応の方も個別に相談に乗っているというところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）国の要綱の規定の中で、いろんな支援をされているということですが、自分としては町単独の支援を考えていく必要性もあるのかなという感じもしています。また、少しでも町に残ってもらえるというような対策も今後考えていただきたいという感じもしております。

次に、地域おこし協力隊で、農地を取得された隊員において、退任後の就農者に向けての新規就農補助制度が対象となるのかどうか、その可能性があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）地域おこし協力隊に委嘱している方については農業支援員、そして地域振興員ということで、主に農業を目指している方、そしてそれ以外の地域振興ということでいらっしゃいます。その中で農業振興員ということで協力隊を委嘱されている方については、任期の終了後、新規就農等の制度については要件を満たしていればですね、国ですとか町ですとか、そちらの新規就農者向けの支援制度の対象になることは可能ということでございます。ただし、年齢制限等がございますので、その要件等に合致していればという条件付ということにはなろうかと思いますが、制度としては新規就農者の制度活用は可能ということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○6番（野崎明廣）制度の中で取り組まれているということで、年齢的な制限もあるということですが、この隊員の中で50歳未満の年齢の方は何人ほどおられるのか、わかればお願いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）農業支援員で委嘱されている方で50歳以下の方については1名ということになります。4名中1名が50歳以下ということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）隊員として4名中1名が50歳未満ということでこの制度に乗れるということですので、ぜひとも頑張ってお農業をやっていただきたいと思っております。

続いて、地域おこし協力隊として活動されている方において、交流も技術の向上にもつながりますが、隊員に対して、町として人脈形成や町民との交流、イベントへの取組を推進していくことなど、地域住民との協力体制も非常に必要と思っておりますが、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議員仰せのとおり、私どもといたしましても地域住民の協力体制も必要であるということで考えてございます。ですので隊員が活動するのに当たってはですね、そこにキーマンとなる方がいらっしゃれば、隊員の活動も更に有益になるものではないのかというふうに考えているところでございます。今年度、新たに委嘱した隊員も4名いるわけでございますけれども、今回、「必要に応じて」ということで、地域において積極的に活動をされている方、そういったキーマンとなる方に、それぞれ新しく委嘱した隊員を連れて訪問をしてご挨拶をしたところもでございます。そこからですね、隊員についてはそれぞれ関係性を広げていただいて、幅広い交流関係を構築していただきたいと思いますというふうに考えております。今後そのような形で、町民ですとか事業者等のマッチングも行っていくなど、関係性の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ぜひとも地域でキーマンとなる方というのは、非常に協力隊にとっては大切な人なのかなと思います。また、協力隊に協力できる人というのが必要なのかなという感じもしております。地域おこし協力隊に対して、地域力の強化や人材確保を図り、担い手となり、定住・定着してもらえる期待から、今後、企業支援補助金などとは別に、定住・定着に向けた施策の展開があるのかどうか、この辺について町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）野崎議員おっしゃるとおり、地域おこし協力隊の定住・定着を図っていくということは重要なものであるというふうに考えております。しかしながら、国の制度に基づき特別交付税措置を受けながら実施している事業でありますので、起業支援の補助金等を活用していただくなど、まずは制度の枠組みの中で支援していくということが必要であるというふうに考えております。

また、新築住宅や住宅改修に対する補助の他、子育て支援など、移住・定住に向けた各種支援制度がございますので、それらもうまく活用していただきながら、定住・定着を図っていただければというふうに考えております。そのため、現時点で、地域おこし協力隊に対する町独自の支援というものは検討しておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今現在コロナ禍ということで、まだまだ地域おこし協力隊として地域住民の方と接することが非常に少ないと思われま。地域の方と会話することが、1番大切なことかなという感じもしておりますので、町として今後とも取組を進めていただきたいと思っております。

協力隊員として支援を受けている期間において、地域に何かしら新たなものを残していける隊員として、私は期待をしたいと思っております。以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9、一般質問を続けます。一般質問『農業基盤整備促進事業の継続を』以上1件について、門協議員の発言を許します。3番・門協議員。

○3番（門脇吉春）それでは、一般質問をさせていただきます。

本町の基幹産業は農業であり、これまでも様々な事業を展開し、農業基盤の確立を目指し多くの予算を投じてきたところであります。第6期仁木町総合計画の基本計画では、農業振興における現状の課題について「今後は、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が更に深刻化することが懸念され、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。」とあります。その中で本町の農業は、土地基盤整備など諸政策により整備は進んでいますが、一方で高齢化や後継者不足に起因した離農が進み、遊休農地の増加が懸念されます。こうした中で、令和2年度から3年計画で実施されている町単独事業の農業基盤整備促進事業は地元でも好評であります。本事業を活用した農業後継者の確保や、新規就農者の受け入れを勧奨するためにも事業の継続が必要と考えますが、これまでの経過や今後の考え方などについて伺います。

(1) 事業導入当初の目的は。(2) これまでの事業実績とその効果は。(3) 現在までの実施状況の中で見えた課題は。(4) 本事業を継続する考えは。以上4点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の門協議員からの、農業基盤整備促進事業の継続を、の質問にお答えいたします。

1点目の「事業導入当初の目的は」についてであります。国の平成24年度第4次補正予算において、農地集積の加速化や農業の高付加価値化によって農業の体質を強化することを目指し、水田の畦畔除去等による区画拡大を迅速かつ安価に推進するための定額助成を行う「農業体質強化基盤整備促進事業」が創設され、本制度を活用し令和元年度まで銀山地区を中心に支援を行ってきたところですが、実施要件が変更となったことにより本町での実施が困難となったため、令和2年度からは町の単独事業として「仁木町農業基盤整備促進事業」を創設し、同様の支援を行ってきております。事業導入の当初から今日まで地域の担い手となっている意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、狭小水田の区画拡大実施に対する補助を行うことで、農業競争力の強化を図ることを目的に実施しております。

2点目の「これまでの事業実績とその効果は」について申し上げます。仁木町農業基盤整備促進事業は令和2年度5名の方に合計482.7㍍²の面積で補助額は3728万872円となっており、令和3年度は8名の方に合計811.4㍍²の面積で予定補助額は649万1200円となっております。事業実施の効果につきましては、高齢化等によりリタイアされる農業者の増加に伴い、担い手への農地が集積し、1戸当たりの経営面積が拡大している中、本事業において狭小区画の水田を合わせて大区画の水田に拡大したことにより、農業機械の大型化による作業効率が大幅に向上したことや、水路の維持管理も容易になる等、農作業の省力化、収量や品質の向上、さらには低コスト化が進み、農業競争力の強化が図られたものと考えております。

3点目の「現在までの実施状況の中で見えた課題は」につきましては、これまで担い手の負担を伴うため、高齢化などにより農業者がリタイアした場合、比較的耕作条件が良い水田のみを集積し、中山間地等耕作条件が不良な水田は集約されずに荒廃化している状況が散見され、用水路の維持が困難となっております。

病虫害の多発、鳥獣被害の発生源になっている等、周辺の担い手への経営環境にも負の影響を及ぼしているほか、荒廃化により防災・減災をはじめとする水田が有する多面機能の喪失も危惧されております。このことから、本町の水田を持続的に維持・保全していくためには、担い手への一層の集積が必要なものと考えられることから、耕作条件が不良な水田であっても担い手への集約を進めることができるよう耕作条件の改善や、併せて、農業者の費用負担の軽減が必要なものと考えており課題となっております。

4点目の「本事業を継続する考えは」につきましては、現在、実施している仁木町農業基盤整備促進事業の事業期間は令和2年度から令和4年度までとしておりますので、ポスト対策につきましては、これまでの成果や問題点を検証し、水田を所有する農業者からの要望や意見を聴取した上で、令和4年度において検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時12分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

只今の町長の答弁につきまして、訂正があるとのことですので、再度答弁願います。

○町長（佐藤聖一郎）大変申し訳ございません。

訂正がございましたので、修正していただきたいというふうに思います。

10ページの補助額は3728万872円というふうに記述しておりますけれども、正式には372万8872円の間違いでございました。訂正いたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ご答弁ありがとうございます。

今の訂正で、質問が一つ減りましたが、再質問させていただきます。

1点目の中で、実施要件が変更となったことにより本町での実施が困難になったため、令和2年度から町の単独事業にしているとの答弁でございます。仁木町の農業基盤整備促進事業を創設とありますが、これまで国費・道費を含んだ内容で事業実施されていたと思いますが、なぜ、町単費へ事業転換しなければならなかったのか。また、補助率等の変更があれば、その内容を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）町単独事業になった経過としましては、平成29年に農業基盤整備促進事業実施要領の改正で事業実施主体がこれまでは、農業者がオペレーター込みの機械リースが農業者自らの作業として事業を実施することが出来たところですが、改正により町が管理し、事業実施主体となり、その結果、農業者自身も工事の実施や日報作成等の負担が増えることとなりました。その他の国の事業としましては、農地耕作条件改善事業、こういった事業を検討したところ事業区域の条件が農地中間管理事業の重点実施区域でなければならないということから、国の事業を実施することは出来ない判断をいたしました。しかしながら、平成31年に実施した農業者の要望調査の結果では他の区画拡大事業の要望があり、事業の必要性が認められたことから、町単独事業での実施となったものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）今の内容で了解いたしました。

それでは続いてですね、事業補助金が割り返しますと、一反8万円という補助であります、この補助

金の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）一反当たり8万円を上限としている根拠としましては、令和元年10月時点で、土地改良事業等工事積算基準の工事工種で、圃場整備整地工の標準切盛工法による直接工事費こちらを算出したところ、工事費が一反、要するに10反当たり約16万円であったということから、工事費の2分の1としまして8万円を上限と設定したものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）令和元年の直接工事費の部分からいって半額で出てくるのですね。

2点目の回答にある中で、水路の維持管理も容易になるということが示されております。従前での整備内容に合わせてですね、水路等が配置されていたと思いますが、圃場が大区画に整備されることによって不都合はなかったのかという部分です。要するに現状の部分で小さい田んぼ、一反なりそれぐらいの分を2枚3枚重ねて大きくしたのは良いんですけども、それによって、用排水の変更はなかったのか。要するに、現状の中でこれを進めることが良かったのか、そういう部分も含めて、不都合はなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）水路の管理につきましてはですね、先ほど町長から「課題として耕作条件が不良な水田は集約されず荒廃化している状況が散見され」とありましたように、そのような条件不利地においては、議員仰るように他の区画拡大のほか、排水などが特に重要となってくるところでございます。

今後、そういった農業者から実施する予定の要望調査だとかも予定しておりますので、そういった意見聴取を踏まえて、そのような部分については検討してまいりたいと思っております。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）ぜひともそういうことも含めて検討していただきたいと思います。

本当に農業者にとっては、区画拡大は良いんですけども、用排水の整備が伴っていかねばどうしてもやはり場所を選ばなければいけない。どうしても不便なところについてはそのまま残る、整備出来ないというような状況も生まれてきますので、この辺も今後の中でですね、検討していただきたいと思いません。

この事業で見えた課題として、担い手の一層の集約が必要と私も考えます。本当にそういう意味で、今、3つ目でありましてけれども、この部分について今後の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、最後の4つ目になりますけれども、この事業については令和4年で終了となるわけですがけれども、ポスト事業として明年まで農業者からの要望等について聴取することはもちろんのことながら、担い手集約に関しても、一步一步解決していただくことが大事かと思ひます。

また、今私が話しました用排水の整備、こういう部分で区画の拡大が見込める場所も出てくるということも当然出てきますので、今後は用排水路、また、いろいろ地元の方のお話を聞いていますと、やはり区画も大きくなりいろんな部分も良くなるんですけども、ここでどうしても土が不足してくるというようなことで客土、そしてまた暗渠の整備も含めて考えていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）区画拡大に加えて、客土ですとか、暗渠ですとかそういった部分についてはいかがかということかと思ひますが、繰り返しになりますが、今後、農業者の方からそういった部分で要望で

すとか、ご意見だとかを頂戴した上でですね、町として財政面などを考慮した上で、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）ぜひともそういう部分も検討事項に入れていただいて、この区画拡大だけに限らず農業の部分ではいろいろ出てきますけれども、本当に今後、この部分も含めて調査の方をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私が聞きたいのは、スマート農業の導入ということです。仁木町内に隔々まで、今光回線が引かれる部分で今進めておりますけれども、今後、高速通信事業で4Gから5Gへと移行していくわけですけれども、これを活用されることによって、人件費や作業時間の削減が期待されるスマート農業を活かした生産性の向上に期待されるという部分。今後の中では、全国的に進んでいるところでもありますけれども、徐々に徐々にであります、今言ったようにですね、光回線の普及が進んでおりますし、本当に情報化時代ということを迎えておりますので、そういう意味では、農業者にとっては大事な部分に変わってくるかと思えます。こうした中でですね、米や野菜、そして果樹等の生産にも活かされていくというふうに思いますので、このスマート農業の今後の取組等があれば、どのように進められていくのか、その部分を最後に町長の方からお聞きしたいと思えます。よろしく願います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）現在、後志総合振興局ではですね、地域に合ったスマート農業を検討し提案することが必要と判断し、次世代農業者育成・後志モデルICT省力化技術支援事業として3年間の事業をはじめ、後志スマート農業推進会議の立上げの他、職員向けにスマート農業の基礎知識を学ぶ研修会やセミナーを開催する予定となっております。本町でも各種補助制度を活用しながらスマート農業に関する実証事業を進めているところでございますし、第6期総合計画におきましてもICTを活用した省力化の推進としております。スマート農業では圃場の面積が小さいと導入のメリットが得にくいなどの課題も指摘されているところでございます。スマート農業につきましては地域の実態・ニーズを踏まえた上で、先進地の事例を収集し、着実に取り組んでまいりたいと考えておりますし、その推進のために、このような水田の区画拡大事業は非常に有効であるというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）わかりました。

本当こういうことで進めていただきたいと思えます。

ぜひとも事業の調査及び継続をお願いするとともに、本当にこれからのスマート農業も含めまして進んでいただきたいと思えます。以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（横関一雄）続いて、『在来線の存続をもとめて』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）在来線の存続をもとめて。

政府は「持続可能な運送サービスの提供を確保するため、地方公共団体が公共交通事業者等と連携して最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに地域の輸送資源を総動員する取組を推進する必要があります」という背景から、昨年2月に「持続可能な運輸サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。これは並行在来線をめぐる現在の対策協議会の論議の内容と相矛盾している

と考えます。今、JR「山線」問題の結論を年内にも出そうとしている中で、以下の点について伺います。

(1) 財政基盤を考える上で、上下分離方式を採用する考えは。(2) 並行在来線対策協議会の第9回後志ブロック会議の開催結果と、そこで出された意見は。(3) 地域住民生活における必要性や廃止された場合の地域に及ぼす影響について調査が必要と考えるが実施する考えは。(4) 第3セクターで余市・小樽間の鉄路を残すことについて、余市町と小樽市だけで話し合われているが、仁木町としての考えは。以上4点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、在来線の存続をもとめて、の質問にお答えいたします。

1点目の「財政基盤を考える上で、上下分離方式を採用する考えは」についてであります。各市町村において上下分離方式を採用することは財政的な面において大きな負担軽減になるものと考えますが、協議会における検討の前提条件となっておらず、また、平成24年5月北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線のJR北海道からの経営分離に対し同意していることから困難なものと考えております。また、北海道新幹線並行在来線対策協議会においては、鉄路の存続する場合における将来予測、需要や収支の予測調査のほか、バス転換調査を実施し協議を進めており、これらに基づき町としての方向性を決定してまいりたいと考えております。

2点目の「並行在来線対策協議会の第9回後志ブロック会議の開催結果と、そこで出された意見は」について申し上げます。同会議につきましては、8月6日倶知安町役場において開催され、函館本線沿線自治体の9市町村長、北海道からは柏木文彦交通企画監のほか、交通政策局木村敏康鉄道担当局長、後志総合振興局天沼宇雄局長が出席しております。4月に開催されました第8回ブロック会議以降、事務レベルの幹事会を3回開催し、将来需要予測・収支予測調査の精査を始め、第三セクター鉄道運行及びバスルート検討に当たっての方向性、並びにバス運行に関する検討を行っており、これらの結果を基に第9回後志ブロック会議が開催されております。内容につきましては、始めに4月報告の将来需要予測・収支予測調査の精査後の結果報告があり、第三セクター運行の場合においては予備車両数の減等により、初期投資が約38.4億円の減、単年度収支においては0.6億円の改善が見込まれるものとし、30年累計収支では赤字額が約52.9億円減の874億円に改善されるものと報告がありました。また、第三セクター鉄道（小樽・余市間）及びバス運行（余市・長万部間）の場合においては、予備車両数の減等により、初期投資が約7.7億円の減、単年度収支においては1.3億円の改善が見込まれるものとし、30年累計収支では赤字額が約43.7億円減の268億円に改善されるとの報告を受けております。さらにバス運行については「鉄道を利用している住民の方の利便性の確保」、「持続可能な地域交通の確保」、「バスの特性を生かした速達性の向上」の3つの基本的考え方の下、高校通学者などの利便性を考慮した追加ルート案など協議し、これらの内容を踏まえて原則として12月を目標に並行在来線に関する方向性を確認したいとの提案があったところであります。各首長からの意見としては「長万部・小樽間においても有識者を含めた検討を行い、熟度を上げてもらいたい」、「バスルートの検討を行うことがバス転換へ大きく舵が変わってしまうのではないか」、「資料として出された在来線存続に係る3パターンの検討資料について財源措置としてどのようなものがあるか」、「議会や住民への説明などを経て12月に方向性を確認するのはスケジュール的に難しい」など様々な意見が出されたところであります。

3点目の「地域住民生活における必要性や、廃止された場合の地域に及ぼす影響について調査が必要と考えるが実施する考えは」につきましては、JR鉄道路線は、これまで地域住民の足として明治から続き、

産業発展にも重要なインフラとしての役割を担ってきており、並行在来線が廃止になることにより、本町の地域公共交通に大きな課題が生じ、地域住民の生活や観光においても影響を受けるものと懸念しているところです。特に、地域住民生活における移動手段の確保は重要な課題として認識しており、協議会において各種調査結果など各資料も示され、持続可能な地域公共交通の新たな確保方策を模索していくこととしていることから、町として独自調査を行う考えはありませんが協議会における検討の中間報告が出されましたので、各地区において並行在来線に関してこれまで取り組んできた協議内容などを説明し、意見を交換する場を設けることとしており、皆さまからのご意見を直接伺いたいと考えております。

4点目の「第三セクターで余市・小樽間の鉄道を残すことについて、余市町と小樽市だけで話し合われているが、仁木町としての考えは」につきましては、協議会において行った将来需要予測・収支予測調査などの報告を踏まえ、後志全体における経営分離後の公共交通機関の確保方策を探る中で全線存続、一部存続、全線廃止・バス転換の検討を始めたもので、収支及び輸送密度など勘案した中で一部路線を検討することとしたものと認識しております。本町としましては、小樽・余市間における第三セクター鉄道運行の協議について注視しながら、住民の足を確保するための町としての方策の検討に注力し、経過を見守りたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目ですが、JR北海道からの経営分離に対し同意しているとはいえ、第三セクターでやる場合の条件などは提示されていないのでしょうか。赤字の額だけで鉄道の存続は無理とするのは早いと思います。ヨーロッパやアメリカの鉄道は上下分離方式です。鉄道民営化の破綻が露わになったイギリスで国の責任で民営化を逆転させる鉄道が始まります。イギリスは上下分離方式でした。下は線路や信号などの設備、インフラを意味し、運輸省傘下の企業が管理していましたが、事故が続き担当企業は破産、実質的に国有化とされました。

先の国会でJR北海道が国から支援を受ける根拠となる国鉄清算事業団債務等処理法が改正されました。2020年度末で期限を迎えることから、北海道と道議会、沿線自治体、JR北海道が、オール北海道として国への法改正を要請していたものです。この改正で10年後の2030年度まで国の財政支援が可能となります。3年間で1302億円の支援が行われます。しかし、この支援がどのように使われるのかということが問題です。路線維持への投資よりも、札幌駅前、JRタワー建設の不動産投資を優先にしているからです。民営化するとうような利益の最大化しか目指さなくなり、本来の役割である住民の移動の権利を保障する事業を、国が支援することとは異質のものだと考えます。やはり上下分離方式で下は国が持つよう要求すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員がおっしゃることは十分私も理解するところでありますけれども、今ここで鉄道の在り方、国有化だ民営化だっていう議論はですね、あまり私は適さないのではないかと思います。それというのも、我々は、その国の指示に従い、その在り方でまちづくりをしていかなければならない状況でありますので、今そこでそういった国有化が良いのか民営化が悪いのかとか、そういう議論はなかなか出来ないというふうに考えております。そもそも新幹線の着工条件として、当時、並行在来線をJRの経営から分離することを同意した時点で、私は並行在来線存続の可能性は難しいものになったというふうに認識しておりますし、毎年赤字経営を続けておりますJR北海道にも打つ手がなかったように、この路線を維持していくことが自治体にとりまして相当難しいものというふうに今の段階で私は認識しているところ

ろでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）第三セクターでやるという場合でも、日本の第三セクターの中では上下分離方式というものも使われているので、町長に言ってもなんですけれども、やはり国の方でそういうふうに通と交通というものを考えてほしいというふうに思っています。

2点目ですが、第9回後志ブロック会議の開催を受けて地域住民への説明会がこれから開かれるわけですが、前回の質問で商工会とか観光協会の意見などは聞いていなかったのでしょうか。ブロック会議の中でもJRや道はバス転換ありきで、各自治体の長はとてつらい立場にあると思いますが、その対策協議に有識者や専門家を招いて、もっと鉄路を残すという最初の意義を話し合っしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）協議会における有識者への意見等の参画ということでございますけれども、今回の第9回のところでもですね、他の首長の方から意見が出ていたところがございます。こちらの方についてはですね、道の協議会事務局の方で検討するというところがございますので、そちらの方の検討結果を待ちたいというふうに考えているところでございます。

あと、観光協会等の団体の聞き取りということでございますけれども、こちらの方は特に町の方として行ってはいないということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そもそも法的根拠のない5条件に基づく首長の同意にどのような法的責任があるのか。同意した首長にとっては拒否することは新幹線実現の足かせになる、文字どおり苦渋の選択であったはず。新幹線は北海道中の願いであったはず。それなのに、在来線、山線だけが赤字が出るからといって廃止されるのは全く納得がいかないんですけれども、その中で、新幹線が来たら、北海道の経済活性化につながるということで、北海道中を挙げて新幹線を呼び込んだわけですが、その経済活性化につながるという内容というのか、北海道としてどのくらいの経済効果があるのかという、内容とかは示されているのか。また、倶知安駅の乗降客の数とかは示されているのか、お聞きします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）新しい新幹線における倶知安駅の乗降客数ですとかという部分について、協議会の中で報告等はないものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）これから後志の発展において、倶知安駅というところを付けたわけですから、やはり倶知安駅でどのくらい降りて、この後志の振興策というか、経済はどうかというところも道とかに聞いてほしいと思います。

4点目ですが、余市町長は自分が余市町まで鉄路を残す考えでいることをとても誇りに思っているように感じたんですけれども、小樽市はバス転換で進めたいように見えます。何年前かに振興局で鉄路の勉強会があったとき、これからは電化が欠かせなく、蓄電池がどんどん進化し、小樽市から余市町まで走れると言っていました。それなら然別駅を充電基地として仁木町まで引っ張ってこれるのではないのでしょうか。充電するところとして、然別駅は最適だと思いますけれども、その内容に参加していないから何とも言えないかと思いますが、やはりそういう方向で参加してほしいというふうに私は思っていたんです。

山線の存続と言いながら、こんなことを言うのは不本意でちょっとセクト的でもありますけれども、こういうことはどう考えていますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）余市・小樽間の鉄道は利用者が多いということもあり、鉄道以外の代替輸送策は難しいという判断をもって、今鉄道を残す、維持するというところで可能性を探っているところでもありますけれども、仁木町の立場として、もし仮に、今上村議員が仰ったような、例えばそういった蓄電池を利用して、然別駅が拠点、充電基地となるような可能性という議論が出るのであれば、町としてもいろいろ検討する余地はあるのかと思いますけれども、現段階ではまだそのラインには乗ってはおらず、今はあくまでも沿線自治体でどれぐらい、今後将来維持する中で負担を強いられるのか、また維持できる可能性があるのか様々な手法を検討しながら議論しているところであります。今、そういった内容というものは出ていませんので、今後そういうことも含めて将来の可能性に向けて、いろいろ議論していく余地はあるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）国の交通政策というものが、すごく重要だと思いますけれども、JR支援法案の審議に際して、赤羽国土交通大臣は「北海道は廃線すれば簡単に代替交通手段ができるという環境ではない。できるだけ路線は守られるようにしたい」という地元の思いに応えると鉄道維持の必要性に言及しています。やはり、政府の考えで私たちのこの衣食住と同じく交通手段というものはもう欠かせないものだと思いますので、やはり早急にバス転換というのはちょっと無理なのかというふうに思います。

9月1日に発表した「気候危機を打開する日本共産党の2030戦略」では、CO²排出削減のために交通政策の全面的転換が提案されています。その中では「脱炭素や環境優先の交通政策に転換し、鉄道、路線バスなどの公共交通を重視します。40年前の国鉄民営化から続いている「民間任せ、市場任せ」の鉄道政策を見直し、鉄道の公共性、脱炭素社会への重要な役割にふさわしく国が公的に支えることが求められています。全国鉄道網を維持・強化し、脱炭素を進めるための公共交通基金を創設し、不採算地域での鉄道事業の赤字を適切に補填したり、車両・整備の省エネ化を支援します。」ということが、この機構の戦略の中に盛り込まれているんですけれども、引き続き鉄道を残す方向で頑張っている私には行きませんが、町としては住民の声を十分に聞いてから方向性を決めていくということで、住民説明会を開いたと思いますけれども、そういう住民の人たちの声を聞いて、町としての方向性を決めていくんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）並行在来線を残したいという思いは、どの自治体も同じだというふうに私は思います。理想と現実の間に今立たされておりますけれども、今の地域住民の暮らしを守ることはもちろんのことですけれども、行政として将来に向けての地域の在り方も考えなければなりません。当然、地域住民の声を受け入れることは当然いたしますけれども、同時に将来のまちづくりについても考えていく場にならなければならないというふうに思っています。

逆に質問させていただきたいんですけれども、上村議員は、これまでいさりび鉄道も視察されましたし、かつては九州の鉄道も視察されたと思います。そういう視察を経てですね、一体どういう印象を持たれたのか、可能かどうかという部分でどういう感想を持たれたのかどうかということですね、ご教示いただければというふうに思うんですけれど。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）肥薩おれんじ鉄道はJRが引き続きやっていたんですけれども、やはり、いさりび鉄道はかなりJRからの支援があって運行していると思いました。自治体だけで本当にこういうふう坚持下去のはとても無理だと思いますし、やはり国の考え方というのが、本当に根本にあると思うんです。北海道がこの清算事業団の方法によって基金を積んでくれたというのも、北海道が1番、鉄道を残す上で大変だと思って残したと思うんですけれども、それでは維持出来なかったというところでは、やはり国が責任を持ってこの鉄道を維持していくという方向が私は1番良いと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の感じられたとおりですね、私もこういった公共的な機能を有するものに対しては、やはり国の支援があるべきだというふうに思っています。ただ当時民営化によって収益性を持たせるような仕組みづくりに変え、こういった北海道や、また様々なそういった過疎地域ではなかなかそれが成り立たないということが証明され、今こういう現状を迎えております。上村議員おっしゃるとおり自治体での負担というのは相当厳しいものがあります。そこを残すことを前提で、自治体が無理をして他の支援がなく維持をしたところで、やはり行政としては厳しい状況を迎えますので、その辺はしっかりといろいろと調査・研究しながらですね、これからどうやったらこの鉄道を維持することができるのか、またはそれに替わるものは何かあるのかという可能性を、これから短期間の間でありますけれども、そういったことを考慮して検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今は、コロナ期で本当に生き方が問われているというか、こういう世の中ですけれども、やはり住民が納得して受入れてくれるのなら、私はそれはそれでありかなというふうにも思いますので、やはりたくさんの人たちの意見を聞きながら、これを進めていってほしいと思っておりますので、これからの期待して終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第10 議案第1号

令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第2号

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第3号

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第4号

令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第10、議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第13、議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明させていただきます。

それでは、議案第1号でございます。令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、野崎議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く8名の委員で構成する令和2年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く委員8名で構成する令和2年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、令和2年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時04分

再 開 午後 1時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告いたします。

令和2年度各会計決算特別委員会委員長に佐藤議員、副委員長に門脇議員が互選されました。閉会中の審査よろしく願います。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求をしたいと思えます。これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第14 議案第5号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第5号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6585万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1922万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第5号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款、地方特例交付金から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額6585万1000円を追加し、補正後の合計を41億1922万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額6585万1000円を追加し、補正後の合計を41億1922万6000円とするものでございます。

3ページ、地方債補正、変更でございます。臨時財政対策債の今年度発行可能額が決定されましたので、7893万6000円に変更するものであります。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、国・道支出金が745万円の増、その他が93万3000円の増、一般財源が5746万8000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。10款、1項、地方特例交付金につきましては、今年度の交付金決定により20万8000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。11款、1項、地方交付税につきましては、今年度の普通交付税決定により

2億3430万3000円の追加でございます。

9ページ、15款．国庫支出金、2項．国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金と、特別支援教育就学費補助金で745万円の追加でございます。

10ページをお開き願います。18款．1項．寄附金につきましては、一般寄附と振興寄附合わせて69万円の追加、11ページ、19款．繰入金、1項．基金繰入金につきましては、財政調整基金とふるさと振興基金、合わせて1億8024万円の減額でございます。

12ページをお開き願います。21款．諸収入、4項．受託事業収入につきましては、学校給食受託収入見込みにより58万9000円の追加、5項．雑入は、北後志消防組合、北後志衛生施設組合の精算金と、光ケーブル移設工事費負担金で1433万1000円の追加でございます。

13ページ、22款．1項．町債につきましては地方債補正で説明したとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費につきましては303万円の減額で人事異動に伴う人件費の減、16ページ、定年延長制度導入支援委託料と稲園町内会館補修補助金の追加でございます。2目．交通安全推進費は、交通安全灯の修繕で47万1000円の追加、4目．財産管理費は、新型コロナウイルス対策として便座クリーナーの購入と、庁舎の漏水調査及び修繕で174万7000円の追加、17ページ、5目．企画費は電柱移設に伴う光ケーブル付替工事費の追加、8目．ふるさとづくり事業費は寄附金の積立てで、合わせて27万4000円の追加でございます。4項．選挙費につきましては町長選挙無投票による660万8000円の減額でございます。

21ページをお開き願います。6項．監査委員費につきましては、監査委員の再任等により38万3000円の減額でございます。

22ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費につきましては130万2000円の追加で、新型コロナウイルス対策として、いきいき88への便座クリーナーの購入と、障害者に関わるサービス費等の返還金、2項．児童福祉費は173万3000円の追加で、子どものための保育費給付金等の返還金でございます。

23ページ。4款．衛生費、1項．保健衛生費につきましては1917万円の追加で、新型コロナウイルス対策として、濃厚接触者への自宅待機中の食料等の配布費用と、保健センターへのエアコン設置費の追加でございます。

24ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費は44万9000円の追加、25ページ、7款．1項．商工費は4万6000円の追加、26ページになりますけれども、8款．土木費、1項．土木管理費は5万1000円の追加で、いずれも新型コロナウイルス対策として、各施設への便座クリーナー購入費用の追加でございます。2項．道路橋りょう費につきましては、堆雪場の整備委託料299万9000円の追加でございます。

27ページ、9款．1項．消防費につきましては、排水ポンプ購入費の執行残19万2000円の減額でございます。

28ページをお開き願います。10款．教育費、1項．教育総務費につきましては、人事異動に伴う人件費316万3000円の追加。

29ページ、3項．中学校費は中体連への参加補助金と特別支援就学奨励費で23万8000円の追加、4項．社会教育費は町民センター可動席の点検料14万1000円の追加、5項．保健体育費は58万7000円の減額で、給食センターへの便座クリーナー購入費の追加、30ページ、学校給食運営費の返還金の追加及びスキー場の点検委託料の減額でございます。

下段、31ページ。13款．諸支出金、1項．基金費につきましては4486万7000円を公共施設等整備基金へ積

み立てるものであります。33ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予算書の17ページ。2款、総務費、12節、委託料の関係で、今回、漏水調査委託料ということで29万1000円を補正しておりますけれど、現在は漏水していないのですか。それとも漏水していたら、専決で補正するのがセオリーかと思うんですけど。内容の説明をお願いします。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○財政課長（鹿内力三）12節、委託料、29万1000円の漏水調査委託料についてご説明いたします。

当初予算でも、施設内の漏水調査費2回分を予算措置しておりました。それが既に6月と7月と2回調査をかけている状況でございます。

例年、これから暖房が稼働する期間内に漏水が発生しております、昨年であれば10月、1月に漏水が発生しております。それらのことを見込んで、今後、漏水があったときの対応として2回分の調査委託料を補正するものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）予備費的なものということですね。わかりました。

次に、予算書31ページの13款、諸支出金の関係で、今回積立金として、公共施設等整備基金へ積み立てるということで、4486万7000円を積み立てるわけでありまして、原資としては先ほども説明がありましたけれど、おそらく今年度普通交付税で最終決定が20億円を超えたということで、非常にありがたい話で、行政報告にもその理由等については報告されておりますけれども、おそらくこれ今回歳入歳出を補正し、調整後の余剰金ということで、これを積み立てるということで理解しているわけですが、基金にもそれぞれいろいろ財政調整基金あるいは、ふるさと振興基金等々があるわけでありまして、今回の公共施設等整備基金に積み立てるという理由について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○住民課長（和田秀文）今回、公共施設等整備基金の方に積み立てた理由なんですけれども、今年度、個別施設計画策定の業務を委託しております、その後、次年度以降になると思うんですけども、公共施設の修繕が色々発生してくる可能性がある、こちらの方では踏んでいまして、そこに基金を積み立てることによって次年度以降を円滑にその辺の修繕をしていけるという考え方で、積み立てをさせていただきたいということで、このような予算計上をさせていただいております。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号

仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第6号『仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について。仁木町青少年問題協議会条例（昭和38年仁木町条例第26号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第6号、仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

仁木町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づく仁木町青少年問題協議会条例により設置しております。地方青少年問題協議会法は、平成26年6月に地方分権改革の一環として法による委員の要件に係る規定が廃止され、協議会委員の要件は、各自治体の判断に委ねられることになっていました。本町においては、法律改正後も改正前同様に、委員には町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者と条例での規定を変えずに対応してきたところです。その後、平成29年10月に、議会議長から「議員は、法定及び法定外の執行機関の諮問機関、審議会などの現委員の任期満了後には就任しないとする」旨の要請があり、これを受けまして、条例改正をすることとしたものです。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第2条委員につきましては、第1項で定数を「11人」から「9人」に改め、第2項第1号「町議会議員 2人」を削るものです。附則につきましては、施行期日の定めであり、令和4年1月1日から施行するものであります。なお、今回の改正につきましては、本年2月に書面開催した仁木町青少年問題協議会において協議済みでございます。以上、議案第6号について説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号

仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第7号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めたいので、議会の議決を求める。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議案第7号、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画につきまして、ご説明いたします。

今回の計画策定の根拠となりました法律の制定趣旨からご説明いたします。

本町も該当となっております過疎地域につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定され、以来、過疎地域自立促進特別措置法に至るまで約50年間にわたり特別措置が講じられてきました。しかし、人口減少には歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷や高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新しい理念のもと、本年4月過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されることとなったものでございます。そして同法第8条において、都道府県が定める持続的発展方針に基づき、市町村の議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるとされております。この第8条の規定に基づき、本町において、町の総合的・計画的な持続的発展を図るための方針・対策等の計画、また、過疎法に基づく財政上の特別措置、その他の特別措置の活用的前提となるものとして本計画を策定するものでございます。なお、本計画については北海道との協議を経て、8月26日付で同意をいただいていることを申し添えます。

それでは、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画の内容につきましてご説明いたします。別冊の計画書の表紙をめくっていただきまして、目次をご覧くださいと思います。はじめに序論につきましては基本的な事項として（1）から（8）までとなっております、（1）仁木町の概況から（4）の地域の持続的発展の基本方針まで、構成としては以前の計画と変更はございません。変更となった点につきましては、（5）

地域の持続的発展のための基本目標、(6) 計画の達成状況の評価に関する事項、及び(8) 公共施設等総合管理計画との整合が新たに追加となっているものでございます。

この後説明させていただきます序論及び持続的発展施策については、前回から変更又は新規の内容のものについて説明させていただきますのでご了解願います。

では、序論につきましては、1ページから6ページまでとなっております、仁木町の概況や人口推移、行財政の状況の説明となっております。

新規でいきますと、6ページ下段をご覧くださいと思います。6ページ下段の(4) 地域の持続的発展の基本方針につきましては、令和3年度から始まりました第6期仁木町総合計画における、まちづくりに対する基本姿勢3点を本計画における基本方針として設定しております。

隣のページ、7ページ中段の(5) 地域の持続的発展のための基本目標につきましては2点設定し、1点目は、令和7年度における総人口を3336人に設定し、社会移動数の5年間累計を20人と設定し取り組むこととしております。こちらはそれぞれ第2期まち・ひと・しごと創生・人口ビジョン総合戦略による数値を目標値として設定したものでありまして、本計画を策定するに当たっては、総合計画や総合戦略との整合性も勘案しながら作成をしたものでございます。最下段、計画の達成状況の評価に関する事項につきましては、毎年度、課長職で構成します政策調整会議において、達成状況の評価を行い、共有した上で、各種取組の検討を行っていくこととするものでございます。

8ページになります。(7) の計画期間につきましては、法律におきましては令和13年度までの10年間でございますけれども、計画は前期と後期の5年間で見直しを行うこととし、令和7年度までとしているものでございます。(8) の公共施設等総合管理計画との整合につきましては、平成28年度に作成しました公共施設総合管理計画の管理に関する基本的な考え方との整合性が取れた計画とする必要があることから明記しているものでございます。

9ページをご覧ください。9ページから29ページまでにつきましては、持続的発展施策として、12の推進項目を掲げ、それぞれの現況と問題点、その対策、そして計画を記載しております。12の区分で44事業110項目。内訳といたしましては、ハード事業が48項目、ソフト事業が62項目を掲載して記載しております。

9ページの1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成につきましては、重点分野として今回新たに項目立てされたものでございます。ライフスタイルの多様化に伴うワーケーションやリビングシフトから人とのつながりを深めて、移住・定住の促進を図る取組を進める必要があるということで、事業としてU I Jターン、新規就業支援事業他を掲載してございます。

10ページになります。2. 産業の振興につきましては、農林業、商工業、観光の三つの分野に分け現状と問題点を記載して計画を掲載しております。

次に、14ページになります。(4) 産業振興促進事項として、産業振興促進区域及び振興すべき業種を明記しております。こちらについてはこれまでの計画にはなかった項目でございまして、過疎法によります支援措置、本町の場合は減収補填措置についてですが、これを適用するためには、この計画に記載をしなければならない。そして、新過疎法に対応した条例制定も必要となることから、この欄に明記をしているものでございます。この後の議案第8号において上程しておりますけれども、記載の4業種について、新設・増設時における固定資産税の減免措置を適用することができるというものでございます。

続きまして、14ページ中段になります。3. 地域における情報化につきましても、今後地域のデジタル化、そして行政のデジタル化を進め、デジタル活用の範囲を広げていく必要があることから、新規とし

て記載をしてございます。事業としては15ページに記載のとおりとなっております。

15ページの中段、4. 交通施設の整備、交通手段の確保から、26ページになります10. 地域文化の振興までにつきましては、これまでの計画と同様の項目となっているものでございます。

次に、27ページ。11. 再生可能エネルギーの利用の促進についてでございます。近年の地球規模での環境問題が発生する中で省エネルギー化の推進、資源のリサイクルなど循環型社会の形成を目指すとともに、多面的な環境保全施策を推進していくこととしてございます。

30ページから35ページになりますが、こちらはこれまで掲載した事業のうちソフト事業分を施策区分ごとに一覧としているものでございまして、以上、本計画を本町における令和7年度までの自立的発展市町村計画とするというものでございます。以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで。質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号

仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第8号『仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号でございます。仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について。仁木町企業立地促進条例（平成21年仁木町条例第15号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議案第8号、仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例の改正に至った経緯からご説明いたします。仁木町企業立地促進条例は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、地域への企業誘致を行い、固定資産税等の課税の免除を実施することにより、町の振興

を図るとの趣旨で制定し、平成21年には過疎法に基づく課税免除の他、過疎法の要件である対象業種の枠を除外し、新たに独自の支援策として全業種を対象に助成制度を設けるなど、内容の拡大をし、現在に至っております。本年3月に過疎地域自立促進特別措置法が失効となり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する法律が施行されたことから、新たな法律に基づく企業振興を図るため、今回条例の全部改正を行うものでございます。

今回の全部改正の概要につきましては、過疎法に基づく対象業種の変更、設備投資における投資額の変更、新設・増設時における増加雇用者数の変更などを行っており、対象業種につきましては、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の4業種を対象とします。この他、投資額の変更につきましては、取得時にかかる投資額がこれまで2700万円以上であったものを500万円以上の投資額に改正を行うものでございます。また、新設・増設時の増加雇用者数については、新設の場合で5人以上から3人以上、増設で3人以上から1人以上の雇用へと変更することといたします。

それでは各条文について、説明をいたします。

条例の1ページをご覧ください。第1条は、条例の目的でございます。新しく制定されました過疎法に基づく奨励措置を実施することによる経済の発展及び、雇用の拡大を目的に本条例を全部改正するものでございます。第2条は、定義・規定でございます。それぞれの用語の意義を定めております。

2ページになりまして、第3条、課税の免除でございます。第1項第1号では、過疎法で規定する4業種、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業において、基本500万円以上の投資により新設又は増設を行った場合に、課税の免除・減免をすることができるというものでございます。同項の第2号においては、新設の場合で3人以上、増設の場合で1人以上の雇用の増加を必要としております。同項第3号は、風営法の規定を受けるもの、そして同項第4号は暴力団関係の事業者や暴力団員を除外するというものでございます。

3ページになります。第4条は、助成に関する規定でございます。課税の免除の適用外となる新設や増設に対し、投資雇用の条件を満たす者に対し固定資産税額相当の助成を行うというものでございます。投資の基準については新設の場合で500万円以上とし、増設については250万円以上と旧条例と同じ基準を採用してございます。第2号において、雇用の基準を定め、新設の場合で3人以上、増設の場合で1人以上としております。第5条、下段になります。助成金の交付についてを規定しておりまして、租税公課に未納のないもので、前条第4条の規定に該当する者に対して固定資産税相当額を3年間助成するというものでございます。第6条及び第7条については、町の協力事項、特別支援についてできる規定として定めてございます。第8条、措置の継承は、奨励措置を受けている期間中に合併や相続を行った場合でも措置を承継することができる旨を定めているものです。第9条については、各号の規定に該当する場合、措置の取消しができる旨を定めているものでございます。第10条は、手続等必要な事項は規則において定めるものとするものでございます。附則でございますけれども、附則の第1項につきましては、施行期日に関する規定で、公布の日から施行し令和3年4月1日から適用するというものでございます。附則の第2項は、手続に関する経過措置で、公布の前に旧条例に基づき行われた手続等は新条例により行われたものとみなすという規定でございます。附則の第3項は、効力に関する経過措置で、既に免除又は助成を受けているものや、旧条例の規定により、新たに令和4年度から免除または助成を受けるものについては、免除又は助成を受けることができるという旨の規定となっております。以上で議案第8号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 同意第6号

仁木町教育委員会教育長の任命について

○議長（横関一雄）日程第18、同意第6号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第6号でございます。仁木町教育委員会教育長の任命について。仁木町教育委員会教育長 岩井秋男は、令和3年9月30日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、次の者を仁木町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求める。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町北町1丁目70番地1、岩井秋男、昭和38年11月28日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、教育長を務めていただきました岩井教育長が令和3年9月30日をもって任期満了になることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、継続して岩井氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

それでは、岩井秋男氏の経歴等について申し上げます。岩井秋男氏は昭和38年11月28生まれ、満57歳でございます。住所は余市郡仁木町北町1丁目70番地1でありまして、昭和57年3月に北海道余市高等学校を卒業され、昭和57年8月に仁木町役場に奉職され、建設課勤務で地方公務員のスタートを切っております。その後、建設課土木で技師として約16年間町の道路整備や各種工事における設計・管理などの業務に精励されました。平成10年4月からは、北海道建設部まちづくり推進室まちづくり企画課へ1年間派遣され、仁木町だけでなく様々な町村職員との交流の中で幅広い視野での業務遂行や知識の習得に努め、その任に当たってまいりました。平成11年4月からは企画財政課企画調整係主任、平成13年4月には企画課企画調整係長に昇進、平成18年7月からは議会事務局職員並びに監査委員書記として出向、議会事務局では主幹として、平成21年6月からは議会事務局長として強い責任感を持ってその職責を果たした後、平成24年4月からは総務課長、平成26年4月からは財政課長、平成30年4月からは教育次長として役場全体の総合的な調整機能や財政運営、教育行政の健全化に努め、平成30年10月からは仁木町教育委員会教育長となり、現在に至っております。

新型コロナウイルス感染症拡大により、教育の機会も制限される中で、子どもたちのさらなる学力向上を目指す取組や、少子化による教育環境問題、いじめ問題対策など当面する問題解決のためにも、岩井秋男氏は、本町の教育行政の推進に必要不可欠な人材で、これまでも柔軟な発想力と強いリーダーシップを発揮してきたことから、教育委員をはじめ校長会や教頭会との連携、更には学校教職員、PTA関係者とも厚い信頼関係を築き、引き続き成果を上げていただくよう切望するものであり、本町の教育目標である「未来につなぐ、豊かさを育む、確かな教育の創造。潤いと安らぎを生む心の豊かさと文化の創造」の実現のため共に邁進してまいりたいと考えております。

なお、任期につきましては、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間でございます。議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 2時01分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第6号『仁木町教育委員会教育長の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第6号『仁木町教育委員会教育長の任命について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第6号『仁木町教育委員会教育長の任命について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時02分

再 開 午後 2時04分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第19 同意第7号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第19、同意第7号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第7号、仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 加藤

浩子は、令和3年9月30日にその任期を満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和3年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町長沢南13番地1、加藤浩子、昭和39年8月3日生まれで、現在満57歳でございます。

加藤浩子氏の経歴につきましては、学歴といたしまして昭和58年3月市立札幌藻岩高等学校を卒業、昭和60年3月旭川福祉専門学校を卒業でございます。職歴といたしましては、昭和60年4月社会福祉法人 札幌この実会に就職され、その後、平成2年4月から平成4年3月まで社会福祉法人 櫻ヶ丘学園に勤務された他、平成15年から平成23年まで仁木町教育委員会の臨時職員や、銀山小学校の支援員、仁木町役場の臨時職員として勤務されております。団体役員等にいたしましては、平成19年4月から現在まで銀山母子の読書会会長、平成28年4月から現在まで、仁木町民生委員・児童委員を務められております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、委員の任命に当たりまして、平成29年10月1日から仁木町教育委員に選任されております加藤浩子氏が教育委員会委員に適任と考えるので、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、同意第7号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第7号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔場内、全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第7号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第20 意見案第6号

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第20、意見案第6号『豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の6ページです。意見案第6号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和3年9月24日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、門脇吉春議員です。

意見書の内容につきましては、7ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣

総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 意見案第7号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書

○議長（横関一雄）日程第21、意見案第7号『沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の8ページです。意見案第7号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年9月24日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は佐藤秀教議員です。

意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書』を

採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見案第8号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第22、意見案第8号『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の10ページです。意見案第8号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年9月24日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、佐藤秀教議員です。

意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第8号『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第8号『適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 意見案第9号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第23、意見案第9号『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・木村議員。

○2番（木村章生）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の12ページです。意見案第9号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和3年9月24日提出。提出者は私、木村章生、賛成者は、磨 直之議員です。

意見書の内容につきましては13ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願ひします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第10号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第10号『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第10号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。上記意見書を別紙のとおり提出する。令和3年9月24日提出。提出者は私、磨 直行、賛成者は、木村章生議員です。

意見書の内容につきましては15ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願ひします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

庶議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 意見案第11号

出産育児一時金の増額を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第25、意見案第11号『出産育児一時金の増額を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の16ページです。意見案第11号、出産育児一時金の増額を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和3年9月24日提出。提出者は私、門脇吉春、賛成者は、嶋田茂議員です。

意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

門脇議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『出産育児一時金の増額を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『出産育児一時金の増額を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第27『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時25分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年第3回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中であるいは一般質問におきまして議員の皆さまから賜りました多くのご意見、ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、昨年度第3回定例会閉会での挨拶では、長く続いた安倍政権から菅政権へと移り変わったという話について触れさせていただきましたが、1年が経ち菅首相は退陣を決め、次期総裁選に向けて慌たしくなりはじめており、政局は混沌としております。政治が安定していると、国民の政治意識や関心はさほど高まりませんが、不安定な状況になりますと、政治に対する批判や不満が高まり、関心が高くなるのは世の常でありまして、ただこれまで経験したことがないパンデミック下での政治参加が、果たして今後の政治経済にどのような影響を及ぼすのかは、選挙という蓋を開けてみなければわからないというのが正直なところだと思います。また、コロナ禍による一連の国の動きや政治の姿勢に対して国民の関心はある意味高まりましたが、そのことにより投票行動が高まるのか関心を寄せるところでもあります。これだけ情報化社会になっているにも関わらず社会を取り巻くリスクに関する確かな情報を得ることが出来ず、やり場のない怒りや不満、恐怖から群集心理が起り、国内のみならず世界各地で差別や誹謗中傷が発生して

いることは言うまでもありません。逆に多くの情報を提供することにより、群集心理が発生することを抑制することにつながるのかは疑義が生じますが、ただ、伝え方により国民との合意形成が図れるか否かはこれまでの政府の言動により立証されているのではないかと思います。

先般、サントリーホールディングスの新浪社長が発言した45歳定年制導入が物議を醸しました。本人の伝えなかった意図としては、「制度の問題ではなくこれからの生き方の問題として、今後、新たな時代を迎えるにあたり、若い世代の人たちが、20代・30代で知識や見識を養い、個人が会社に頼らない仕組みが必要である」ということでありましたが、受け取る側としては歪んだ見方をしてしまい本人の思いが伝わらない結果となってしまいました。伝え方一つで結果が変わるということは、我々行政の立場にいる者も肝に銘じて行動していかなければならないですが、決して発言を恐れるのではなく、丁寧な対応が必要であるということを様々な場面により改めて認識した次第であります。最後になりますが、夏の暑さも去りこれから本格的な秋の季節に入りますが、皆さま方におかれましては体調管理にくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第3回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2時29分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和3年9月24日～9月24日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後2時29分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R3.9.24	報 告
報告第2号	令和2年度決算に基づく資金不足比率報告書	R3.9.24	報 告
承認第1号	専決処分事項の承認について 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	R3.9.24	承認可決
議案第1号	令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R3.9.24	委員会付託
議案第2号	令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.24	委員会付託
議案第3号	令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.24	委員会付託
議案第4号	令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R3.9.24	委員会付託
議案第5号	令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	R3.9.24	原案可決
議案第6号	仁木町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について	R3.9.24	原案可決
議案第7号	仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について	R3.9.24	原案可決
議案第8号	仁木町企業立地促進条例の全部を改正する条例制定について	R3.9.24	原案可決
同意第6号	仁木町教育委員会教育長の任命について	R3.9.24	同意可決
同意第7号	仁木町教育委員会委員の任命について	R3.9.24	同意可決
意見案第6号	豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書	R3.9.24	原案可決
意見案第7号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書	R3.9.24	原案可決
意見案第8号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書	R3.9.24	原案可決
意見案第9号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	R3.9.24	原案可決
意見案第10号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3.9.24	原案可決
意見案第11号	出産育児一時金の増額を求める意見書	R3.9.24	原案可決